

# 海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2023年 第2回 一部改正

2023年12月22日 規則 第59号

2023年7月27日 技術委員会 審議

2023年12月11日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年12月22日 規則 第59号  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

##### 3.2 船体構造

##### 3.2.2 区画及び復原性（附属書 I 第 27 規則及び第 28 規則関連）\*

-3.(1)を次のように改める。

-3. 油タンカーは、次の**(1)**から**(5)**の要件に適合する場合は、損傷時復原性基準を満足するものとみなす。

- (1) 船体の沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水の最終段階における喫水線は、新たな浸水を生ずるおそれのある開口の下縁よりも下方になければならない。この開口には、空気管及び風雨密の戸又はハッチカバーにより閉じられる開口を含むものとする。ただし、水密マンホールカバー、水密平甲板口、甲板の高度の保全性を維持する貨物タンクの小型水密ハッチカバー及び遠隔操作水密滑り戸により閉じられる開口、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに開けることができない型の舷窓は除くことができる。

((2)から(5)は省略)

#### 附 則（改正その1）

1. この規則は、2024年1月1日から施行する。

## 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

##### 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO<sub>x</sub> テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）\*

(16)を次のように改める。

(16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って *IMO* により指定された次の(a)から~~(c)(d)~~に掲げる海域（港湾を含む）をいう。

(a) 北アメリカ海域

前(15)(a)に規定する海域

(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域）

前(15)(b)に規定する海域

(c) バルティック海海域

前(15)(c)に規定する海域

(d) 北海海域

前(15)(d)に規定する海域

(e) 地中海海域

ヨーロッパ、アフリカ及びアジアの海岸並びに次の i)から iii)に掲げる座標で表される境界により囲まれたあらゆる水域

i) スペインのトラファルガー岬の先端（北緯 36 度 11 分，西経 6 度 02 分）及びモロッコのスパルテル岬の先端（北緯 35 度 48 分，西経 5 度 55 分）を結んだ線で定義されるジブラルタル海峡への西側の入口

ii) メフメトチク岬（北緯 40 度 03 分，東経 26 度 11 分）及びクムカレ岬（北緯 40 度 01 分，東経 26 度 12 分）を結んだ線で定義されるチャナッカレ海峡

iii) 附属書 VI の付録 VII.4.3 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域を除くスエズ運河への北側の入口

#### 附 則（改正その 2）

1. この規則は，2024 年 5 月 1 日から施行する。

# 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要  
領

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 達 第 56 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023年12月22日 達 第56号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

## 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

### 1 章 通則

#### 1.2 一般要件

##### 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

-1.から-3.を次のように改める。

- 1. バイオ燃料混合油及び合成燃料の取扱いは、次による。
  - (1) バイオ燃料及び合成燃料の混合割合に応じて次の規定が適用される。
    - (a) 30%以下（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(1)の要件に適合するものでなければならない。
    - (b) 30%超え（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(2)の要件に適合するものでなければならない。
  - (2) 前(1)にいうバイオ燃料とは、バイオマスに由来する燃料油であり、次の(a)から(f)が挙げられるが、これに限らない。
    - (a) 廃食油
    - (b) 脂肪酸メチルエステル (FAME)
    - (c) 脂肪酸エチルエステル (FAEE)
    - (d) ストレートベジタブルオイル (SVO)
    - (e) 水素化バイオ燃料油 (HVO)
    - (f) グリセロール又はその他のバイオマス由来の液体燃料 (BTL)
  - (3) 前(1)にいう合成燃料とは、石油精製により製造される留出燃料と同様の組成を持つ、合成又は再生可能な資源から製造される燃料油である。
  - (34) 燃料油供給証明書には、バイオ燃料又は合成燃料が混合されているか又は、どの程度混合されているかの詳細が記載されること。

-2. 規則 8 編 2.1 の要件に従って認証されたディーゼル機関であって、バイオ燃料、合成燃料又はバイオ燃料これらの燃料を含む混合油で運転でき、当該機関の承認された原動機取扱手引書における NOx 基幹部品（critical components）、設定値及び運転値に同手引書記載の範囲を超える変更がない場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する要件への適合を確認することなく当該燃料油の使用が認められる。なお、NOx テクニカルコード 5.3.2 項で要求される ISO 8217:2005 の DM 級又は RM 級の船舶燃料で実施された代表原動機の窒素酸化物放出量試験は、ISO 8217:2005 の後継規格を満たす燃料を含め、運転時に使用する、

又は機関の設計上で使用を想定する若しくは、運転可能な全ての DM 級又は RM 級の船舶燃料に対して有効である。

-3. 次の(1)に示す燃料は、(2)の方法により窒素酸化物放出量が許容限度を超えていないことが確認された場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)の規定に準拠したものとみなすことができ、国際大気汚染防止証書の継続発行が認められる。

- (1) 次のいずれかに該当する燃料
  - (a) 石油精製以外の方法により製造される燃料油
  - (b) 30 % 超え（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油であり前-2.の規定に該当しないもの
  - (c) 規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する窒素酸化物放出量の許容限度が、原動機ファミリー若しくはグループの試験台において、明確に認証されていない燃料
- (2) 次のいずれかの方法により、(1)に示す燃料を機関で燃焼させた時に、その窒素酸化物放出量が当該機関に適用される許容限度を超えていないことを確認すること。ただし、船上で測定を行う際には、その偏差を考慮し、窒素酸化物放出量の許容限度の 10 % を許容値としてよい。
  - (a) 船上簡易計測法 (NO<sub>x</sub> テクニカルコード 6.3)
  - (b) 船上モニタリング法 (NO<sub>x</sub> テクニカルコード 6.4)
  - (c) 試験台における試験方法

### 3章 二酸化炭素放出抑制

3.2 を次のように改める。

#### 3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 22 規則関連）

-1. 規則 8 編 3.2-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2022~~~~14~~ *Guidelines on Survey and Certification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI) (IMO Res.MEPC.365(79)~~254(67))~~”（その後の改正を含む。）~~（なお、統合版については、MEPC.1/Circ.855/Rev.2（その後の改正を含む）を参照のこと）~~及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。*

-2. 規則 8 編 3.2-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2022~~~~18~~ *Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for New Ships (IMO Res.MEPC.364(79)~~308(73))~~”（その後の改正を含む。）及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。*

#### 3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）

-6.から-9.として次の4項を加える。

-6. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶において、2023 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあつては、引渡された年を規則 8 編 3.6-4.(1)にいう実施計画の初年度とする。10 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶あつては引渡された年の翌年を初年度とし、引渡された年に与えられた低い（E 又は D）二酸化炭素放出実績格付けは規則 8 編 3.6-4.(2)規定により要求される是正措置の計画を作成すべきかどうかの判断基準には含めない。本項は規則 8 編 3.8 の規定により要求されるデータの報告及び規則 8 編 3.9 の規定により要求される二酸化炭素放出実績指標の報告を免除するものではない。

-7. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶にあつて、2023 年 1 月 1 日以降に会社、若しくは船籍国と会社を同時に変更する場合、二酸化炭素放出抑制航行手引書のうち規則 8 編 3.6-4.に掲げる事項を新たに作成し、本会の承認を受けること。実施計画の初年度は会社変更のあつた年とする。

-8. 今後 3 年間に於ける、規則 8 編 3.9 の規定により要求される二酸化炭素放出実績指標規制値をどのように達成するかを文書化するため、規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項は、実施計画の初年度からその翌々年までの 3 年間のローリングプランとすること。

-9. 規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項について二酸化炭素放出抑制航行手引書を更新する際、更新前の 3 年間の実施計画を引継ぐことができる。

### 3.8 燃料油消費実績報告に関するデータの収集、報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則 関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.8-1.に規定する収集及び報告が要求されるデータには、船舶の推進又は運航のために消費されるボイルオフガス（例えば、推進のために消費されるもの、運航のためにボイラーなどで消費されるもの、若しくは貨物タンクの圧力制御やその他の作業のためにガス燃焼装置で燃焼されるものなど）に関するデータを含む。

### 3.9 二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則 関連）

3.9.4 として次の 1 条を加える。

#### 3.9.4 是正措置

ある年の収集データによる格付けが低い (E 又は 3 年連続して D) 場合, 規則 8 編 3.9.4-1. にいう「是正措置の計画」を含む改訂された二酸化炭素放出抑制航行手引書は, データを収集した年の翌年に検証され, 更にデータを収集した年の翌々年までの間に二酸化炭素放出実績指標規制値を達成するよう作成されること。

#### 附 則（改正その 1）

1. この達は、2023 年 12 月 22 日から施行する。

## 2 編 検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

##### 2.1.3 構造及び設備の検査

-2.(7)を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(8)に定めるとおりとする。

((1)から(6)は省略)

- (7) **規則 3 編 3.2.2-3.(1)**で規定する最終段階の喫水線以下に位置することが認められた水密マンホールカバー、水密平甲板口部、貨物タンクの小型水密ハッチカバー、遠隔操作水密滑り戸により閉じられる開口部、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸及び開けることができない舷窓等の水密性の確認を行う。水密性の確認は、ボルトの数、パッキンの状態等が満足であればよい。疑義を生じた場合には、水圧試験を行う。

#### 附 則 (改正その2)

1. この達は、2024年1月1日から施行する。